

税制研究レポート

高橋かずちか

2007.05.10

住民税に関して

現在国が進める「三位一体の改革」において、国庫補助負担金を減らす代わりに、国から地方への税源移譲が進められてきているが、税源を地方に移譲することでの「国の地方に対する関与の排除」「地方の自主性・主体性確立」という分権推進の観点からするといくつかの課題もみられる。以下にその課題をあげてみる。

I. 課題

1. 税率のフラット化に関して

国から地方への税源移譲の手法として5%、10%、13%の3段階の累進課税となっている住民税所得割を一律10%の税率にフラット化することについて、一部減収となる自治体がある。現在の全国平均住民税負担率が7.3%なので、全国ベースでは全体で3兆円の増収と見込まれています。しかし、個別の自治体では納税者の所得状況が異なる為必ずしも増収とはならない事例が出てきている。

23区の中でも富裕の自治体である千代田区を例にとると、全国平均と比べて高額所得者の割合が極めて高く現在の平均住民税負担率は9.9%（うち区民税は7.4%）であり、一律10%（うち区民税6%）となると区民税収入は区民税収入の20%、20億円の減収が見込まれている。そして三位一体改革による補助負担金削減が3億円見込まれており、これを補うはずの税源移譲が20億円の減収ということは合計で23億円のマイナスが区政に生じることとなります。このような現象は全国自治体では20段団体程度、23区では9区にみられ全体で500億円規模の減収が見込まれる。

2. 低所得者に対する調整措置の必要性

個人住民税と所得税での課税最低限の差がある為、所得税に関しては課税最低限よりも低い水準にある為課税されないが、個人住民税所得割の納税義務が発生する納税者が生まれることとなる。個人住民税のフラット化によりそれまでの5%が10%となり負担額が倍増することとなる。一方もともと所得税を負担していないので、個人住民税の負担増加相当分を所得税負担減により相殺する措置が取れない。そしてその調

整は時間経費的に負担が大きく、完全に調整することは物理的に難しい事は認識する必要がある。

3. 定率減税の廃止

税源移譲実施時期に他の税制改正（定率減税の廃止）が行なわれ、もともと危機に瀕した経済情勢改善の為の特例措置であったとはいえ、この廃止は増税ではないが納税者の実感として税負担が増したという事になると考える。

本来の税源移譲の制度設計は、所得税から個人住民税へ3兆円の移譲を行なうが個々の納税者には負担増をきたさないように行なわれている。が、定率減税廃止が同時期に起こるため所得税額が減少せず個人住民税が予想以上に増加するおそれがある。従って十分な説明が求められる。

4. 徴収問題

3兆円規模の個人住民税の増加により、所得税よりも低い徴収率について、徴収率向上と同時に所得水準の低い部分からの従来よりも多くの税収を得るための努力が求められる。

5. 課税時期の所得との同一化

所得税と違い、個人住民税は原則として前年の所得に課税する仕組みとなっている。大半の納税者が個人住民税の税額が、所得税の税額を上回ることになるわけだし、十分検討に値すると考えられる。

II. 感想

税源移譲の結果、9割近くの納税者にとっては、個人住民税の税額が所得税額よりも大きくなると見込まれる。納税者にとって個人住民税の比重がかつてなく重要なものになってくる。

これは行政にとっては、区民の税意識の高まりにより、透明で無駄のない運営と説明責任は勿論のこと、その進め方に関しても、負担に見合う行政サービスを常に考え、住民意識を捉えた協働の考え方が求められてくる。

同時に政治に対する厳しい目もさらに進んでくると考えられる。

政治家は機能する議会を目指し、役人のつくる予算の承認業務？だけではなく、住民＝納税者の視線で自ら立法機能として、機能していくことが求められると考える。

以上